

内藤・日吉地域 防災まちづくりニュース

発行 内藤・日吉地域連合防災会 令和3年春号 No.17

しの備くんの知識備蓄シリーズ



東日本大震災から10年。この間にも熊本や北海道胆振東部などでの地震、豪雨による水害や土砂災害、御嶽山の噴火など大規模な自然災害が多発、“災害の世紀”と言われる時代に私たちは生きています。

大規模災害で被災した場合に役立つ生活再建の法律や制度の知識を紹介している「しの備くんの知識備蓄シリーズ」も今回で7回目、最終の巻となります。

備えんじゃ家に伝わる生活再建極意の書・第7の巻では、自力で住居確保が難しい被災者のために提供される応急仮設住宅などの〈住まいの再建〉を取り上げました。

第7の巻 住まいの再建

ポイント1 応急仮設住宅

応急仮設住宅には、建設型と借り上げ型の2つのタイプがあります。

災害で住まいを失い、自らの資力では住宅が確保できない被災者が対象となります。

- ★家賃は無料
- ★家賃以外の生活費や水道光熱費は居住者負担
- ★居住期間は原則2年

以上のように定められていますが、災害の規模や復興状況などによって期間が延長されることもあります。入居要件など詳しいことは、市役所に問い合わせてください。

ポイント2 災害公営住宅

災害公営住宅は災害で住居を失い、自力で住まいを確保することが困難な低所得の被災者が対象となります。都や市が国の助成を受けて整備するものです。

- ★家賃は収入に応じて設定
- ★必要があると認められた場合は、一定期間、家賃が減免されることもある

ただ、応急仮設住宅とは異なり恒久的な住宅となるため、新たに建設される場合には提供されるまでに時間がかかります。入居に当たっては事前に公募があるので、入居要件などの詳しいことは市役所に問い合わせる必要があります。

▶ 応急仮設住宅と災害公営住宅は、自力での住居確保が難しい被災者に提供されます。

Q.自力での再建はどうすればいいのか？

A.自力で再建する場合は、**被災者生活支援金の基礎支援金**に加え、**加算支援金**を受け取れるほか、**災害復興住宅融資**を利用できます。

ポイント3 被災者生活再建支援金(加算支援金)

被災者生活支援金の加算支援金は、再建方法で支給される金額が異なります。建設・購入の場合は200万円、補修は100万円、公営住宅以外の賃借は50万円です。

ポイント4 災害復興住宅融資

被災住宅の所有者または居住者は、住宅金融支援機構の住宅復旧のための災害復興住宅融資を活用することができます。

★災害で住宅が全壊、大規模半壊、半壊し、かつ「**り災証明書**」が交付された人が対象

融資限度額は、土地を購入して建設する場合3,700万円、土地を取得しない場合は2,700万円となります。新築住宅購入の場合の融資限度額は3,700万円、補修の場合の限度額は1,200万円です。

また、満60歳以上の被災者は、リバースモーゲージ型融資と呼ばれる災害復興住宅融資の高齢者向け返済特例もあります。いずれも詳しい借り入れ条件や融資金利などについては、住宅金融支援機構のホームページで事前に確認しておくのがお勧めです。

❁ 朗報ポイント “半壊の涙、が解消” ❁

地震や風水害などで被災した住宅の再建に対する支援金の支給対象を拡大する改正被災者生活再建支援法が昨年12月4日に施行されました。従来は、全壊と大規模半壊の世帯などのみが対象でしたが、新たに住宅の被災程度を示す損害割合が30%台を「中規模半壊」と定め、支援対象としました。再建手段に応じ、住宅の建設・購入で100万円、補修で50万円、賃貸住宅に入居する場合で25万円が支給されます。これで「第2の巻」で触れた“半壊の涙”という「半壊問題」が解消しました。一歩前進、朗報です。 (文：石井 仁)

防災倉庫引き渡し～すぎのこ公園～

国分寺市防災まちづくり推進地区支援実施要項第3条に定める助成により防災倉庫の設置その他資機材の購入が実施されました。12月28日にすぎのこ公園で防災倉庫およびテントなどの取扱説明を受けました。1月13日には、「防災倉庫管理委託に関する協定書」に調印し、正式に防災倉庫の運営が委託されました。

今後、年度毎に資材の充実を図ってゆきます。

♪詳細は、**内藤・日吉地域連合防災会のホームページの活動報告をご覧ください。**

URL <http://naito-hiyoshi-bosai.org/>

(文・写真：佐藤 孝)



編集：大槻 美奈子

防災まちづくりニュースおよび防災会へのお問い合わせは、
内藤・日吉地域連合防災会会長 龍神 瑞穂 (090-2533-3435) まで